


200833032A

厚生労働科学研究費補助金 こころの健康科学研究事業

心理学的剖検データベースを活用した 自殺の原因分析に関する研究

平成20年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 加我牧子



平成21(2009)年3月

厚生労働科学研究費補助金

こころの健康科学研究事業

心理学的剖検データベースを活用した
自殺の原因分析に関する研究

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 加我 牧子

平成 21 (2009) 年 3 月

目 次

I. 総括研究報告	
心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究……………1	
加我 牧子	
II. 分担研究報告書	
1. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究	
(1) 調査推進に関する報告 ……………7	
竹島 正、木谷 雅彦、松本 俊彦、川野 健治、勝又 陽太郎、	
赤澤 正人、廣川 聖子、高橋 祥友、川上 憲人、渡邊 直樹、	
平山 正実	
(2) 遺族へのアクセス方法に関する報告……………15	
竹島 正、勝又 陽太郎、松本 俊彦、川野 健治、木谷 雅彦、	
赤澤 正人、廣川 聖子	
地域からの報告	
(遺族ケアの観点から) 渡邊 直樹……………19	
(滋賀県) 辻 元宏、辻本 哲士、梶本 まどか…23	
(横浜市) 白川 教人……………29	
(愛知県) 増井 恒夫……………31	
(調査センター) 勝又 陽太郎、松本 俊彦、木谷 雅彦、	
赤澤 正人、廣川 聖子……………33	
(3) 対象の属性に関するパイロット研究対象者との比較……………39	
竹島 正、赤澤 正人、松本 俊彦、藤田 利治、勝又 陽太郎、	
木谷 雅彦、廣川 聖子	
(4) 症例・対照研究の実施方法に関する研究……………47	
川上 憲人、土屋 政雄、佐藤 ふみ子	

2. 心理学的剖検における精神医学的診断の妥当性と
数量的分析に関する研究57
松本 俊彦、竹島 正、勝又 陽太郎、木谷 雅彦、赤澤 正人、
廣川 聖子、川上 憲人、高橋 祥友、渡邊 直樹、平山 正実
3. 自殺の精神医学的背景に関する研究.....69
高橋 祥友
4. 自殺の社会的背景に関する研究.....79
平山 正実、越智 裕子、木谷 雅彦、竹島 正

III. 資料

- (1) 「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」 ホームページ.....89
(トップページ)
- (2) 東京都監察医務院で配布している調査協力用パンフレット.....90
- (3) 「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」 ポスター.....94

I . 総括研究報告書

平成20年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」
総括研究報告書

研究代表者 加我 牧子（国立精神・神経センター精神保健研究所）

研究要旨：

【目的】「自殺総合対策大綱」（以下、大綱という）に「社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺直前の心理状態等を多角的に把握し、自殺予防のための介入ポイント等を明確化するため、いわゆる『心理学的剖検』の手法を用いた遺族等に対する面接調査等を継続的に実施する」と明記されたことを受けて、わが国の自殺の詳細な実態を、心理学的剖検の手法を用いた「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」（以下、基礎調査という）によって明らかにしていくことを目的とした。

【方法】自殺予防総合対策センター自殺実態分析室に調査センターを設置し、各地での調査を支援するとともに、全国組織・自治体への調査の説明、各地域での自殺対策事業を通じての調査パンフレット配布、ならびに東京都監察医務院との連携による自殺者遺族に対する調査パンフレット配布等により、調査対象の募集に努めた。都道府県・政令指定市のうち、協力を得られ、かつ参加要件を満たす自治体から順次調査を実施した。

【結果および考察】基礎調査に参加した都道府県・政令指定市は53箇所であった。平成21年1月末現在、42事例の面接調査が終了した。平成20年12月末日までの段階で面接票が到着した35事例中、面接票から調査導入経路を一つに絞ることができたのは32事例であった。平成21年度に実施する症例・対照研究では、生存者を対照群とし、近親などの情報提供者に調査することが最も現実的な方法と考えられた。平成20年12月末日までの段階で面接票が到着した35事例の分析では、精神障害、身体疾患、睡眠障害、過去の自殺未遂歴、借金などの社会的問題といった多くの点で、先行研究の知見とはほぼ一致する結果が得られていることが確認された。しかし国内の先行研究とは異なり、物質関連障害や広義のアルコール関連問題が自殺に影響を与えている可能性が示唆される結果が得られた。また親族の自殺歴だけではなく、自殺企図歴も故人の自殺行動に影響与える可能性が示唆された。先行研究の知見とは異なる結果については、事例数が少ないことや対象の偏りの影響も考えられるために、解釈は慎重に行う必要がある。保健師等が自死遺族支援を行うにあたって感じる困難感に向き合い、克服していくためには、保健師、自死遺族、および一般市民に対して自死に関する啓発教育を行うこと、各関連機関とのネットワークを構築すること、地域精神活動の一環としての訪問看護、精神保健相談等の充実が必要と考えられた。

【結論】わが国の自殺の詳細な実態を明らかにするため、心理学的剖検の手法を用いた「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施した。また平成20年12月末日時点の暫定的な分析結果を報告するとともに、事例数の拡大、症例・対照研究の実施等、平成21年度に取り組むべきことを明らかにした。

A 目的

わが国の自殺者数は、平成10年以降10年連続で3万人を超える状態が続いており、深刻な社会問題となっている。このため平成18年6月に自殺対策基本法が成立し、これにもとづいて平成19年6月に「自殺総合対策大綱」（以下、大綱という）が閣議決定された。その当面の重点施策の「1. 自殺の実態を明らかにする（1）実態解明のための調査の実施」には、「社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺直前の心理状態等を多角的に把握し、自殺予防のための介入ポイント等を明確化するため、いわゆる『心理学的剖検』の手法を用いた遺族等に対する面接調査等を継続的に実施する」と明記されている。

本研究は、従来の統計情報等だけでは明らかにすることが困難であったわが国の自殺の詳細な実態を、心理学的剖検の手法を用いた「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」（以下、基礎調査）を開発・実施し、調査結果を分析することによって、自殺の詳細な実態と遺族支援のあり方を明らかにするとともに、中長期的な自殺の実態のモニタリング態勢の構築に貢献することを目的とした。

B 研究方法

1. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究（研究分担者 竹島正）

（1）調査推進に関する報告

各都道府県・政令指定市のうち、協力を得られ、かつ参加要件を満たす自治体から順次調査を実施した。各自治体で調査地域を設定し、調査地域内で平成18年1月1日～平成20年12月31日の2年間に地域住民から発生した自殺のうち、

死亡時年齢が20歳以上の自殺者であり、かつ、死亡後に保健相談あるいは遺族ケア等で遺族と接触のあり、遺族から調査協力に了解の得られた自殺者を対象とした。情報収集方法は、資格要件を満たす2名1組の調査員による、遺族1名に対する半構造化面接調査であった。

平成21年度の基礎調査に役立てることを目的として、平成20年度に実施した調査推進のための取組を整理し、その評価を行った。

（2）遺族へのアクセス方法に関する報告

すでに調査が終了し、2008年12月末日までの段階で面接票が到着した35事例（15調査地域）を対象に、遺族へのアクセス方法の分類をおこなうとともに、平成20年11月13日に開催された調査員連絡会議について報告し、面接対象遺族への今後のアクセスのあり方について考察した。

（3）対象の属性に関する全国自殺者・パイロット研究対象者との比較

今後の調査推進および分析に役立てることを目的として、2008年12月末日までの段階で面接票が到着した35事例の対象者の属性に関して、パイロットスタディ、厚生労働省の人口動態統計、警察庁の自殺の概要資料との比較を行った。

（4）調査センターにおける調査面接の実施に関する報告

基礎調査の本格的な実施開始以降、調査対象者となる自殺者親族等から、自殺予防総合対策センター自殺実態分析室に設置された調査センター（以下、調査センター）に、本調査への参加依頼が直接寄せられるケースが出てきた。国立精神・神経センター倫理審査委員会に提出した書類の内容をもとに、調査センターで

調査を実施するための研究計画の修正点について報告した。さらに実際に調査センターにて対応した事例およびその対応の概要を報告し、今後の調査および遺族ケアのあり方について考察を行った。

(5) 症例対照研究の実施方法に関する研究

症例・対照研究における適切な対照群の設定方法を明らかにすることを目的として、1994年から2005年に公表された心理学的剖検による自殺の症例・対照研究24論文から、症例・対照群の選定方法、その問題点を収集した。問題点を、選択バイアス、情報バイアス、交絡バイアスの3つに分類し整理した。

2. 心理学的剖検における精神医学的診断の妥当性と数量的分析に関する研究
(研究分担者 松本俊彦)

平成20年12月末日までの段階で面接票が到着した35事例に関して、精神医学的診断と自殺の危険因子に関するデータを検討した。

3. 自殺の精神医学的背景に関する研究
(研究分担者 高橋祥友)

効果的な自殺予防対策を実施するためには、自殺の実態を正確に把握する必要がある。平成20年12月末日までの段階で面接票が到着した35事例について、先行研究やパイロットスタディの知見と比較しながら、自殺の精神医学的背景について検討した。

4. 自殺の社会的背景に関する研究
(研究分担者 平山正実)

地域保健師等が自死遺族と接点を持つ機会の実態、および自死遺族支援を行う

にあたり感じる困難感の要因を明らかにすることを目的として、東京都P区の保健師等、地域保健行政担当者を対象として、自殺対策に関する基本的な情報提供を行った上で、質問紙調査を行った。また自死遺族との関わりの経験のある保健師を対象にグループインタビューを行った。

C 結果および考察

1. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究 (研究分担者 竹島正)

(1) 調査推進に関する報告

平成20年度に第3回調査員トレーニングを開催した結果、基礎調査に参加する都道府県・政令指定市は53箇所(82.8%)、調査員は168名に増え、広域的な調査の基盤を確保した。自殺予防総合対策センター自殺実態分析室に調査センターを設置し、各地での調査を支援するとともに、全国組織・自治体への調査の説明、各地域での自殺対策事業を通じての調査パンフレット配布、ならびに東京都監察医務院との連携による自殺者遺族への調査パンフレット配布等により調査協力者の募集に努めた。平成21年1月末時点で42事例の面接調査が終了し、研究班として期待する「5事例以上」の面接調査の実施に到達した都道府県・政令指定市が4箇所であった。一方で、最初の調査予定がまだ決まっていない都道府県・政令指定市は32箇所(60.4%)であった。平成20年度は、調査基盤の拡大には一定の成果が見られたものの、調査事例数は必ずしも順調に増加していない。平成21年度に向けては、平成21年8月頃に始まると思われる対照群の調査の実施を念頭に置き、基礎調査に参加している都道府県・

政令指定市調査にアンケート調査を行うことを含めて、遺族ケアの普及を前提として、事例数拡大のための計画的な取組を行う必要がある。

(2) 遺族へのアクセス方法に関する報告
面接票が到着した 35 事例中、面接票から調査導入経路を一つに絞ることができたのは 32 事例であった。その内訳は、地域保健活動の中での出会いが 12 事例、検案医師からの紹介が 5 事例、遺族の集いを通しての参加が 10 事例、遺族の個別相談を通しての参加が 2 事例、診療所からの紹介が 1 事例、講演会での呼びかけによる参加が 2 事例であった。地域保健活動と遺族の集いを通じたアクセスは、パイロットスタディと同様に重要なアクセス方法となっていたが、検案医師との連携という新たなアクセス方法も見られた。さらに調査センターが平成 20 年度に行った広報活動が効果をあげつつあることも示唆された。事例数を増やしていくためには、いくつものアクセス方法を組み合わせるよりも、地域ごとに確実なアクセス方法の一つでも確立させることが重要と思われた。また当該地域での「遺族ケアのやりやすさ」あるいは「援助をする者の安心感」が重要であることが示唆された。

(3) 調査センターにおける調査面接の実施に関する報告

調査センターでの調査を実施するにあたり、遺族ケアと個人情報保護の観点から研究計画の修正をおこなった。具体的には、「調査地域に居住する遺族からの問い合わせがあった場合、調査センターが当該調査地域の担当者と遺族との連絡の仲介をおこなうこと」、「調査体制の整っていない地域に居住する遺族からの問い

合わせや調査センターでの調査を希望した場合は、調査センターが直接調査をおこなうこと」、「調査センターで取り扱う個人情報の管理を厳重におこなうこと」の 3 点を研究計画書に追加した。これらの修正については、平成 20 年 9 月に国立精神・神経センター倫理委員会の承認を得た。調査センターにも調査希望への対応、調査の実施および遺族ケアに資する知見を蓄積していくことが望まれた。

(4) 対象の属性に関する全国自殺者・パイロット研究対象者との比較

本調査の対象は地域別でみると、中部・近畿の割合がやや高く、九州・沖縄の割合が低かった。パイロットスタディとの比較では、親族の自殺企図歴と転職歴に有意傾向が確認され、本調査における親族の自殺企図歴と転職歴の割合が高かった。その他の属性について有意差はみられず、性別は男性の方が多く、自殺の手段として縊首が最も多いという結果であった。人口動態統計との比較では、本調査の対象は年齢階級別（10 歳階級）でみると、60 代の割合が低く、30 代と 70 代の割合が高かった。また本調査の対象は、自殺の概要資料と比べて被雇用者の割合が高く、無職者の割合が低かった。事例数が少ないため結果は暫定的なものであるが、事例数が増えた場合の分析方法を事前検討することができた。平成 21 年度には事例数を増やし、自殺者の属性に関する特徴について更なる検討を行う必要がある。

(5) 症例対照研究の実施方法に関する研究

① 対照群を死亡者とする、対照群が一般集団を代表しているかどうか問題となり、また症例群と共通の危険要因が

ある場合に両群間の差が出にくくなるという問題点があった。②対照群を生存者とし、その親族、友人、知人などの情報提供者から情報を収集する場合には、医療機関からではなく一般住民から対照群を得ることで交絡バイアスを小さくできると思われた。しかしながら、対照群のほうが症例群よりも詳細で正確な情報を得られることによるバイアスの可能性があることが指摘されていた。また自分以外の者の情報を報告するという役割を厭い、調査への協力を拒否する可能性が多くなるという懸念があった。③対照群を生存している本人とし、本人から情報収集した場合には、症例群では情報提供者に、対照群では本人に調査していることによる情報の差が一層大きくなり、バイアスの原因となっていた。また、対照群を一般住民の生存者とした場合、精神疾患をもつ者は調査の参加を断る可能性があることが指摘されていた。わが国における自殺の心理学的剖検による症例・対照研究では、生存者を対照群とし、近親などの情報提供者に調査することが最も現実的な方法であって、事例群1人あたり2名の対照群をとれば、統計学的なパワーを増やし、より安定した結果を得ることができると考えられた。

2. 心理学的剖検における精神医学的診断の妥当性と数量的分析に関する研究 (研究分担者 松本俊彦)

現在までのところ、精神障害、身体疾患、睡眠障害、過去の自殺未遂歴、借金などの社会的問題といった多くの点で、先行研究の知見とほぼ一致する結果が得られていることが確認された。しかし国内の先行研究とは異なり、物質関連障害

や広義のアルコール関連問題が自殺に影響を与えている可能性が示唆される結果が得られた。また親族の自殺歴だけではなく、自殺企図歴も故人の自殺行動に影響与える可能性が示唆された。さらに対象の偏りによる影響が無視できないものの、国内外の先行研究とは異なり、対象となった自殺事例には精神科治療歴を持つ者が多く含まれている、という予想外の結果も得られた。結果はいずれも暫定的なものであり、次年度には、事例数を積み重ねるとともに、一方では個別的事例検討の手法により、もう一方では症例対照研究のデザインによる数量的分析により、さらに詳細に検討していく必要があると考えられた。

3. 自殺の精神医学的背景に関する研究 (研究分担者 高橋祥友)

精神障害(とくにうつ病)、身体疾患、睡眠障害、過去の自殺未遂歴、借財などといった点で、先行研究の知見とほぼ一致する結果が得られた。また物質関連障害や広義のアルコール関連問題が自殺に影響を与えている可能性が示唆される結果が得られた。親族の自殺歴だけではなく自殺企図歴もまた、故人の自殺行動に影響与える可能性も示唆された。現段階で得られたデータのみの結果であるが、精神科治療歴を有する者が多く含まれた点や、統合失調症の診断に該当する事例が少ない点なども、本調査結果の特徴と考えられた。先行研究の知見とは異なる結果については、事例数が少ないことや対象の偏りの影響も考えられるために、解釈は慎重に行う必要がある。さらに事例数を積み重ねるとともに、個別的事例検討、症例対照研究のデザインによる

数量的分析、精神科医療機関での事例の検討などと、比較検討する必要があると考えられた。

4. 自殺の社会的背景に関する研究 (研究分担者 平山正実)

保健師等が自死遺族支援を行うにあたって感じる困難感、社会や保健師等自身、ならびに自死遺族らの自死者に対する捉え方によることが大きいことが示唆された。また、援助側に立った保健師等は、職務上、守秘義務の制約が、自死遺族側は、その個別性や二次的被害の体験等が、双方のコミュニケーションを難しくしている可能性があると思われた。こうした困難感に向き合い、克服していくためには、保健師、自死遺族、および一般市民に対して自死に関する啓発教育を行うこと、各関連機関とのネットワークを構築すること、地域精神活動の一環としての訪問看護、精神保健相談等の充実が必要と考えられた。上記は、自死遺族支援に特化したものではなく、日常の保健師活動の中でつくりあげられることが望ましい。保健師等が普段から住民との間になじみの関係を維持し、信頼関係を形成しておくことが、良質の自死遺族支援を可能にするために必要と思われた。

D 結論

わが国の自殺の詳細な実態を明らかにするため、心理学的剖検の手法を用いた「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に取り組み、平成20年12月末現時点の暫定的な分析結果を報告するとともに、事例数の拡大等、平成21年度に取り組むべきことを明らかにした。

E. 健康危険情報 なし

F. 研究発表

- 1. 論文発表 なし
- 2. 学会発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

- 1. 特許取得 なし
- 2. 実用新案登録 なし
- 3. その他 なし

Ⅱ. 分担研究報告書

平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」
分担研究

心理学的剖検の実施および体制に関する研究

分担研究報告書（1）

調査推進に関する報告

研究分担者	竹島 正	（国立精神・神経センター精神保健研究所）
研究協力者	木谷 雅彦	（国立精神・神経センター精神保健研究所）
	松本 俊彦	（国立精神・神経センター精神保健研究所）
	川野 健治	（国立精神・神経センター精神保健研究所）
	勝又陽太郎	（国立精神・神経センター精神保健研究所）
	赤澤 正人	（国立精神・神経センター精神保健研究所）
	廣川 聖子	（神奈川県立保健福祉大学）
	高橋 祥友	（防衛医科大学校防衛医学研究センター）
	川上 憲人	（東京大学大学院医学系研究科）
	渡邊 直樹	（関西国際大学人間科学部）
	平山 正実	（聖学院大学大学院）

研究要旨：

【目的】平成 20 年度における「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の調査推進のための取組を明らかにするとともに、その内容を評価し、平成 21 年度の調査の推進に役立てることを目的とした。

【方法】まず平成 19 年度までの調査の進捗状況を整理したうえで、平成 20 年度に実施した主な取組の概要を明らかにした。そのうえで、調査の進捗状況に照らして取組全体を評価した。

【結果】平成 20 年度は、まず第 3 回調査員トレーニングを開催した結果、調査参加の都道府県・政令指定市は 53、調査員は 168 名に増え、調査の基盤が拡大された。またホームページの開設や、全国組織・自治体への説明、パンフレットの配布による広報を行った。平成 21 年 1 月末現在、42 事例の面接調査が終了した。すでに 5 事例以上の面接調査を実施した自治体が 4 箇所ある一方で、最初の調査予定がまだ決まっていない自治体は 32 箇所であった。

【考察】平成 20 年度は、調査の推進に関して一定の成果が見られたものの、調査事例数が順調に伸びているとは言い難い。平成 21 年度は症例・対照研究の実施を念頭に置き、遺族ケアに十分配慮した上で事例数拡大の努力を続ける必要がある。

【結論】平成 20 年度における「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の調査推進の取組をまとめ、その内容を評価するとともに、平成 21 年度の調査推進のための課題を提示した。

A. 研究目的

本研究班は、平成17年度 心理学的剖検のフィージビリティスタディ、および平成18年度 心理学的剖検のパイロットスタディの成果を引き継ぐ形で、平成19年度から「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」という新たな調査名称を掲げ、心理学的剖検を用いた自殺の実態分析を開始した。

折しも、平成19年6月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、「自殺を予防するための当面の重点施策」の一つとして「自殺の実態を明らかにすること」が掲げられ、その手法として「いわゆる心理学的剖検の手法を用いた遺族等に対する面接調査等を継続的に実施する」ことが明記された。一方で、本研究班では、倫理的配慮から、調査対象となる自殺者遺族等に対して調査後も継続的なケアを提供することを調査実施の前提とすることを確認し、「遺族支援」を調査名に取り入れることにした。

本研究は、平成20年度における「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の調査推進のための取組を明らかにするとともに、平成21年度以降の調査の推進に役立てることを目的とした。

B. 研究方法

本研究では、まず平成19年度までの「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の進捗状況を整理したうえで、平成20年度に実施した調査推進のための主な取組の概要を明らかにした。そのうえで、調査の進捗状況に照らして取組の成果を評価し、平成21年度の調査の進展に向けての課題について考察を行った。

C. 研究結果

1) 平成19年度までの進捗状況

平成19年度前半は、18年度パイロットスタディまでの実績をもとに、まず、科学性と倫理的側面の双方を考慮した研究デザインの精緻化を行い、国立精神・神経センター倫理審査委員会の承認を経て、正式に調査の実施が決定した。また、パイロットスタディに参加した調査員や研究協力者から意見聴取を行う、若手研究協力者らが模擬面接を行うなどにより、調査内容、調査の実施方法、調査員トレーニングのあり方などを評価したうえで、改善を行い、調査開始の準備を整えた。

平成19年度後半は、まず、10月15日(月)～17日(水)と12月17日(月)～19日(水)の2回にわたって調査員トレーニングを実施した。調査員トレーニングによって、実際に遺族と面接し調査を行うことになる調査員が、必要な遺族ケアの知識と技術を身につけるとともに、信頼性の高い面接技術を習得することができた。

2回のトレーニングの参加者の合計は延べ150名であった。そのうち、3日間のトレーニングを修了して調査員資格を有した者は102名であり、調査員資格を有する者が存在する都道府県・政令指定市(以下、「調査地域」という)の合計は第2回トレーニング終了時点で64箇所中46箇所であった。

平成19年12月1日には、自殺予防総合対策センター自殺実態分析室内に調査センターを開設し、調査全般の運営管理、および、各調査地域との連絡調整を系統的行えるよう体制を整え、「いのちの日」でもある同日を「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の開始日とした。

平成20年1月には、全国で最初の1

事例となる調査面接が実施され、同年3月末までに2箇所の調査地域で計7事例の調査面接が実施された。

2) 平成20年度調査員トレーニング

上述のように平成19年度中に2回の調査員トレーニングを実施済みであったが、すでに調査員資格者のいる調査地域については、年度替りの人事異動などに伴う調査員の補充・増員が必要になる場合もあること、及び、新たに調査への協力に応じる都道府県・政令指定市があることを考慮し、第3回調査員トレーニングを開催した。トレーニングは平成20年5月13日(月)～15日(水)に開催された。

前年度の2回と同様に、3日間のトレーニングを修了した者が主調査員資格を得ることができることとした。また、これも前年度の2回と同様に、第1日目は調査説明会を兼ね、調査協力検討中の都道府県・政令指定市職員の参加を認めた。

第3回調査員トレーニングの内容を表1に示す。

表1 「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」
第3回調査員トレーニング日程

1日目
午前：本研究の目的と概要・研究デザインの説明
午後：遺族の心理的ケアについての講義
2日目
午前：面接の手順および面接票の解説(1)
午後：面接の手順および面接票の解説(2) 面接調査の実際(横浜市)
3日目
終日 模擬面接

プログラムは前年度の2回のトレーニングをほぼ踏襲し、遺族の心理的ケア・研究成果と調査の実施体験についての講義研究計画の説明、面接票の解説、模擬面接を行った。また今回新たに加えた内容として、すでに数事例の調査を終えていた調査地域の調査員から、面接調査に至るまでの遺族へのアクセスの経緯や、面接調査時の様子、面接調査を終了しての感想などを講義してもらう時間を設けた。

前年度の2回と合わせ、3回の調査員トレーニングの参加者の内訳を表2に示す。

表2 調査員トレーニング受講者内訳

	医 師	保 健 師	P S W	そ の 他	計	調査員 資格者
第1回	7	12	7	8	34	23
第2回	40	37	15	14	116	79
第3回	22	33	22	15	82	63
合計	69	82	34	47	232	165

今回の参加者数は、計82名であり、そのうち3日間を通して参加して調査員資格の要件を満たし、新たに調査員資格者を有した者は63名であった。前年度の調査員トレーニング修了者及びパイロット

トスタディを経験した調査員 3名も加え、調査員有資格者は168名となった。

また第3回のトレーニングにおいて、7つの府県市が新たに調査地域として加わり、64の都道府県・政令指定市のうち、53の道府県市が調査地域となった。

3) 調査員連絡会議

調査結果の中間報告と、調査推進のための意見交換を目的として、平成20年11月13日(木)に、調査員連絡会議を開催した。調査員資格者を登録している53の調査地域のうち、35の調査地域から51名の参加があった。

当日の内容を表3に示す。

表3 調査員連絡会議日程

午前：調査の進捗状況報告(調査センター)
・調査実施状況の概要
・現段階での調査結果報告
・調査センターとしての今後の取組計画
午後：各調査地域での取り組み状況報告
全体意見交換

まず調査センターから、調査実施状況の概要、当日までの調査結果の報告、調査センターとしての今後の取組計画について報告した。また平成20年度から、研究計画書を一部改訂して調査センターでも調査面接を実施できるようにしたことを報告し、すでに実施済みの調査結果の概要を報告した。

続いて、すでに数事例の調査が済んでいる調査地域のうち7箇所から、そ

れぞれの遺族へのアクセスの状況や調査面接時の様子、遺族支援の取り組み状況を報告してもらい、その後全体で質疑応答を行った。

4) ホームページ、メーリングリストの開設

調査の内容を関係者に広報するとともに、各調査地域が遺族に調査への協力を依頼する際に利用してもらうことを目的として、平成20年6月9日、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」ホームページを開設した。

ホームページの内容は、まずトップページで、調査の背景・目的を述べ、調査センターの取組やこれまでの研究成果を随時「トピックス」として掲示している。コンテンツとして、「調査の概要」(調査に関するQ&A)、「これまでの研究成果」(全体の流れ、研究報告書、学会発表)を設けた。また、自死遺族や何らかの支援ニーズのある人からのアクセスが少なからずあるであろうことを考慮し、自殺予防総合対策センターホームページ「いきる」内の「いきる・ささえる相談窓口」へリンクできるようにした。

一方、調査センターからの連絡や、調査員相互の情報交換のツールとして、メーリングリストを開設し、平成20年7月に調査員有資格者のメールアドレスを登録した。メーリングリストには、各調査地域の調査員のほか、本研究の研究分担者、研究協力者を登録し、相談助言に対応してもらえるようにした。

5) 東京都監察医務院との連携

東京都監察医務院の協力を得て、「大切な人を自死でなくされた方へ」とするパンフレットを、遺族に配布してもらうようにした。パンフレットでは、それを手に取る遺族が故人の死に直面した直後である場合が多いことを考慮し、自死遺族の心身の変化について、それへの対処や専門機関への相談に関する助言が載せられている。

その裏表紙に本調査についての説明をごく簡単に載せている。調査に実施についてごく簡単に紹介し、協力いただける方からの連絡をお願いしている。

6) その他の広報活動

(ア) 全国組織への説明および協力依頼

表4、表5のとおり、研究分担者が各種団体組織、及び自治体等を訪問し、調査説明・協力依頼を行った。

表4 各種団体組織への依頼

日本精神科病院協会(20年6月5日)
日本精神神経科診療所協会(20年5月11日)
日本精神保健福祉士協会(20年8月9日)
日本精神科看護技術協会(20年9月21日)
全国保健所長会(20年5月13日)
全国精神保健福祉センター長会(19年10月22日)
全日本断酒連盟(20年8月10日)
自殺対策主管課長会議(20年7月11日)
主管課長とセンターには「文書による協力依頼」もあり (19年度以降3回)。

表5 自治体等への協力依頼

愛知県(20年4月18日)
日本自殺予防学会にて説明、協力依頼
高知県(20年4月28日)
訪問時説明、協力依頼
岡山県(20年4月28日)
訪問時説明、協力依頼
富山県(20年5月1日)
来所時説明、協力依頼
東京都監察医務院(20年6月3日)
訪問時説明、協力依頼
岐阜県(20年6月6日)
訪問時説明、協力依頼
新潟県(20年7月12日)
訪問時説明、協力依頼
鉄鋼四社産業医会議(20年7月17日)
講演時説明、協力依頼
自殺対策ネットワーク協議会 (20年7月18日)
会議時説明、協力依頼
福島県議会(20年8月5日)
来所時説明
三重県(20年8月7日)
訪問時説明、協力依頼
奈良県(20年8月25日)
訪問時説明、協力依頼

(イ) 講演に際してのパフレットの配布

表6のとおり、研究分担者、研究協力が講演等の機会に調査のパフレットを持参し、主催者の協力を得て、受講者や関係者に配布した。

表6 パフレットの配布

月日	講演・配布先	部数
8/9	日本精神保健福祉士協会	12

8/10	全日本断酒連盟東京セミナー	300
9/14	富山県	320
9/21	日本精神科看護技術協会	200
10/24	和歌山県	100
11/16	埼玉断酒新生会	100
7/24	東京都多摩総合精神保健センター 自殺対策研修	150
7/30	さいたま市こころの健康センター 自殺対策研修	150
8/7	栃木県精神保健福祉センター	180
8/8	東京都多摩府中保健所 自殺対策研修	150
8/18	熊本県主催 思春期精神保健研修	200
8/24	新潟県・こころのケアセンター 主催 思春期講演	400
8/28	山形県精神保健福祉センター 思春期講演	200
9/11	長野県精神保健福祉センター 自殺対策研修	160
9/5	福岡市自殺対策シンポジウム	200
9/8	横浜市自殺対策研修 (1)	100
9/13	北九州市主催自殺対策シンポジウム	0
11/28	横浜市自殺対策研修 (2)	160
12/13	埼玉県 飯能市心の健康フェスティバル	230
1/30	川越市自殺対策連続講座	350
2/12		
2/4	神奈川県精神保健福祉センター	300
2/9	愛媛県平成 20 年度自殺対策担当者等研修会	120
2/14	沖縄県平成 21 年社会福祉公開セミナー	300
2/22	長崎県	100

7) 滋賀県における事例検討会

滋賀県で実施された調査事例に関する事例検討会が、2009年1月27日滋賀県農業教育センターにて滋賀県精神保健福祉センターの主催で行われた。非公開で実施した事例検討会には滋賀県および市町村の保健師計20名が参加するとともに、検案を担当した同県内の内科医師も同席した。また、調査センターからは松本と勝又が参加し、司会進行および意見交換を行った。

事例検討会では、調査を担当した保健師および医師からの事例報告の後に、検案医師や地区担当保健師から情報を追加してもらった上で、出席者全員で自殺に至ったプロセスについて検討するとともに、個々の事例の遺族ケアの方向性についても議論が行われた。

8) 調査の進捗状況に関する調査

「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」は、平成21年1月末日時点で、42事例の面接調査が終了した(地域別の面接調査実施数を図1、月別の実施数を図2に示す)。

図1 地域別の面接調査実施数

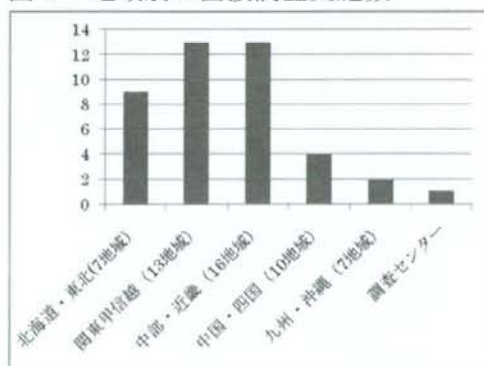
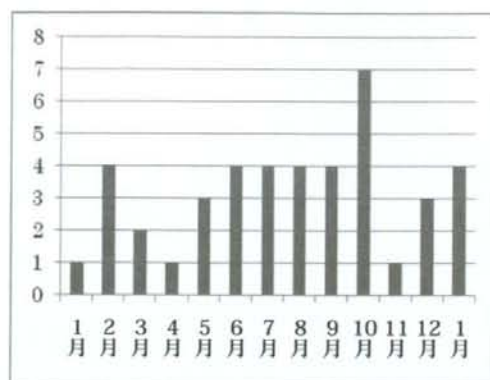


図2 月別の面接調査実施数



しかし、平成21年度までの研究期間に、当初の目標としていた200事例の調査実施を達成するには、このペースでは及ばないことになりかねない。またこの時点で、53の調査地域のうち、調査済み事例が5事例以上に達している地域が4箇所ある一方で、最初の1事例の実施の予定がまだない地域が32箇所ある。

そこで、調査センターとして、この時点での進捗状況を把握したうえ、事例数の増加に向けて適切な対策を講じることを目的として、厚生労働省の協力を得て、「調査の進捗状況に関する調査」を実施した。平成21年2～3月に、調査地域の自殺対策主管課に依頼文と調査票を発送した。

D. 考察

1) 平成20年度の進捗状況の評価

「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の平成20年度の進捗状況について評価を行う。

5月に実施した第3回調査員トレーニングを経て、調査地域が53箇所に拡大し、各地域での調査実施の基盤が整

えられた。また、調査ホームページの開設、全国組織・自治体への調査の説明やパンフレット配布などの広報を行った結果、遺族から調査センターへ直接の問い合わせも見られるようになるなど、遺族や一般市民へも調査についての認知が高まりつつあると考えられる。

とはいえ、最初の1事例の実施予定がまだない調査地域がまだ約60%残るなど、調査事例数の伸びが芳しいとは言いがたい。調査事例が伸びない原因について、詳細は、平成21年2月に実施の進捗状況調査の結果を待って考察することとしたいが、事例数を順調に伸ばしている地域とそうではない地域とでは、面接対象となる遺族へのアクセス方法やその頻度に重要な差異がみられるものと予測される。

2) 平成21年度に向けて

以上の点を踏まえ、平成21年度に向けての課題を考察する。

まずは、さらなる事例数の拡大を図ることが喫緊の課題である。平成21年度は、本調査と並行して、症例対照研究のための対照群調査が実施される予定であり、その調査事例数の選定のためにも、できるだけ早い時期に本調査のおおよその事例数の目途をつける必要がある。そのために、これまで奏功しつつある広報活動を継続して行うとともに、進捗状況調査の結果を踏まえ、調査センターとして講ずべき対策を精査し、実行しなければならない。

一方、事例数が増えるにつれて、各地域で調査に応じてくれた遺族へのケアニーズも、これまで以上に高くなる

ことが予想される。調査センターとして、各調査地域と連携しながら、これに適切に対応するために、事例検討会等、調査センタースタッフが訪問しての情報交換の機会の拡大や、個人情報の保護に十分配慮することを前提に、平成20年度中は必ずしも効果的に活用されなかった調査員メーリングリストの活用のあり方を検討することなどが求められよう。

E. 結論

平成20年度は、まず第3回調査員トレーニングを開催した結果、調査参加地域は53、調査員は168名に拡大され、調査の基盤が拡大された。またホームページの開設や、全国組織・自治体への調査の説明、パンフレットの配布により、調査の広報が図られ、調査事例数の拡大に一定の成果がみられた。実際に、平成21年1月現在、すでに5事例以上の面接調査を実施した地域が4箇所あり、全国で42事例の面接調査が終了している。またホームページやパンフレットを見た遺族から、調査センター宛に、調査に関する問い合わせがみられるようになった。

一方で、最初の調査予定がまだ決まっていない調査参加地域がまだ32箇所ある。このままのペースでは、当初の目標としていた200事例の調査実施には及ばないことになりかねない。

平成21年度は、症例対照研究の実施も予定されていることから、事例数の拡大が喫緊の課題である。進捗状況調査の結果を踏まえ、適切な対策を講じる必要がある。一方、事例数の増加に伴い、遺族へのケアニーズも高まるこ

とが予想され、十分な配慮が必要である。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

- | | |
|---------|----|
| 1. 論文発表 | なし |
| 2. 学会発表 | なし |

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

- | | |
|-----------|----|
| 1. 特許取得 | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他 | なし |